

公共サービスの維持にご協力を

## 今年度の納税はお済みですか？

市民の皆さんが納めた税金は、福祉、子育て支援、学校教育、道路、公共施設の維持管理、消防・防災活動等に使われています。一人ひとりの納付が公共サービスの維持に直結しています。北本市では、皆さんのご協力のもと、納税率は99%以上となっています（市民税現年度課税分）。引き続きご協力ください。また、納めた税金の使い道に関心を持つことも納税者として大切なことです。市政に興味・関心をお持ちいただき、市が行うイベントや事業等にもぜひご参加ください。

問 税務課納税担当  
(☎ 594-5520)



### 未納が心配な人はご連絡を

改めて領収書等で納付状況をご確認ください。  
「自分の納付状況を確認したい」「納付書が見当たらない」「納付方法がわからない」「支払いが難しいので相談したい」などの場合は税務課納税担当（☎ 594-5520）までご連絡ください。

### 口座振替やキャッシュレス決済も

口座振替の登録をすれば支払いごとに口座から引き落とされるため、払い忘れの心配がなく便利です。登録は税務課で行えます。「地方税お支払いサイト」やPayPay等のキャッシュレス決済アプリで納付書下部のQRコードやバーコードを読み込むと、いつでも、どこでもオンライン納付ができます。

## 令和6年度は固定資産税の評価替え(評価額の見直し)の年

納税通知書と課税資産の明細書は5月初旬に送付します

### 固定資産税の評価替えとは

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する人に負担していただく税金です。資産価値の変動に対応するため、土地と家屋について3年ごとに評価替え（評価額の見直し）をしています。評価替えを行う年を基準年度といい、令和6年度は基準年度になります。

#### 土地

地価公示価格や地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを活用の上、個々の土地の条件を反映させて評価。  
※前回の評価替え（令和3年度）と同様に、路線価の見直しや土地の利用状況の確認を行いました。

#### 家屋

再建築価格（同じものを今建てたとしたらいくらになるか）をもとに評価。  
※前回の評価替え（令和3年度）以降の建築物価の動向から見直されますが、前年度の価格を超える場合は、前年度の価格が据え置きとなります。

評価額・課税標準額を決定

課税標準額 × 税率（固定資産税 1.4%、都市計画税 0.2%） = 固定資産税

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産税課税台帳をご覧になれます

地方税法第416条、第382条の2の規定により、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳をご覧になれます。

税務課  
固定資産税担当  
(☎ 594-5519)

	土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
内容	所有する土地・家屋の評価額等の確認 市内の他の土地・家屋との比較	令和6年度課税内容の確認
期間	4月1日（月）～5月31日（金）（※）	4月1日（月）以降（※）
手数料	無料	閲覧（300円/名義） 複写（10円/枚） ★5月31日（金）まで閲覧手数料無料
申請に必要なもの	納税者（同一世帯の親族） ・納税通知書、 ・運転免許証等	納税義務者（同一世帯の親族） ・運転免許証等
	納税者から委任された人 ・委任状が代理人選任届 ・委任を受けた人の 運転免許証等	納税義務者から委任された人 ・委任を受けた人の運転免許証等
		借地人・借家人等 ・賃貸借契約書等、運転免許証等

※…いずれも平日8:30～17:15

## バイクや軽自動車の手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、4月1日に軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を所有している人に課税されます（使用していなくても税金がかかります）。車両を所有しなくなったとき（廃棄や譲渡など）、転出などで車両の定置場が変わったときは手続きが必要です。



### 場合別の主な手続き（125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車）

#### 車体等が手元にない場合

**盗難にあったとき** 必ず警察署に被害届を提出し、税務課で廃車手続きをしてください。「原動機付自転車等標識遺失届出書兼申立書」に盗難にあった日時・場所・状況・警察署の盗難届受理番号等を記入し、提出してください。  
**紛失したとき** 税金がかかっている車体等が手元がないときは、そのままにせず税務課市民税担当にご相談ください。ナンバーのみ紛失した場合も同様です。

#### 譲渡する場合

**譲る人** 廃車証明書（各市区町村で交付されたもの）および譲渡証明書を譲り受ける人に渡してください。  
**譲り受ける人** 登録手続きをしてください。



### 手続きに必要なもの

- ・車両を取得した（転入した）…販売証明書・譲渡証明書・廃車証明書等、本人確認書類（運転免許証等）
- ・廃車、譲渡、市外へ転出した…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類（運転免許証等）
- ・盗難にあった…警察署の盗難届受理証明書、標識交付証明書、本人確認書類（運転免許証等）

#### 住所を変更する場合

**市内への引っ越し** 北本市ナンバーへの変更手続きをしてください。主たる定置場が市外の場合は該当市区町村で手続きをしてください。  
**市外への引っ越し** 主たる定置場が市外に変わると北本市ナンバーは使用できません。北本市で廃車手続きをしたあと、新しい定置場の市区町村で登録手続きをしてください。

#### 車体を改造した場合

改造前後の写真、改造内容が分かる明細書等の書類および「原動機付自転車等の改造申立書」を提出してください。

#### 失くした車体等を発見した場合

盗難、紛失していた車体等が発見され引き続き所有するときは、再登録の手続きをしてください。

### 手続きを行う場所、問合せ先

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車…  
税務課市民税担当（☎ 594-5518）
- ・125ccを超える二輪車…  
関東運輸局埼玉運輸支局（☎ 050-5540-2026）
- ・軽自動車（三輪・四輪）…  
軽自動車検査協会埼玉事務所（☎ 050-3816-3110）

## 森林環境税（国税）が導入されます

森林整備等に必要で地方財源を安定的に確保するため、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。個人市民税・県民税の均等割と併せて年額1,000円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

なお、これまでの個人市民税・県民税の均等割に計算されていた復興特別税1,000円（市民税500円、県民税500円）は令和5年度で終了します。

税務課市民税担当（☎ 594-5518）

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）	—	1,000円
市民税均等割	3,500円※	3,000円
県民税均等割	1,500円※	1,000円
計	5,000円	5,000円

※復興特別税（市民税500円、県民税500円）加算済み